

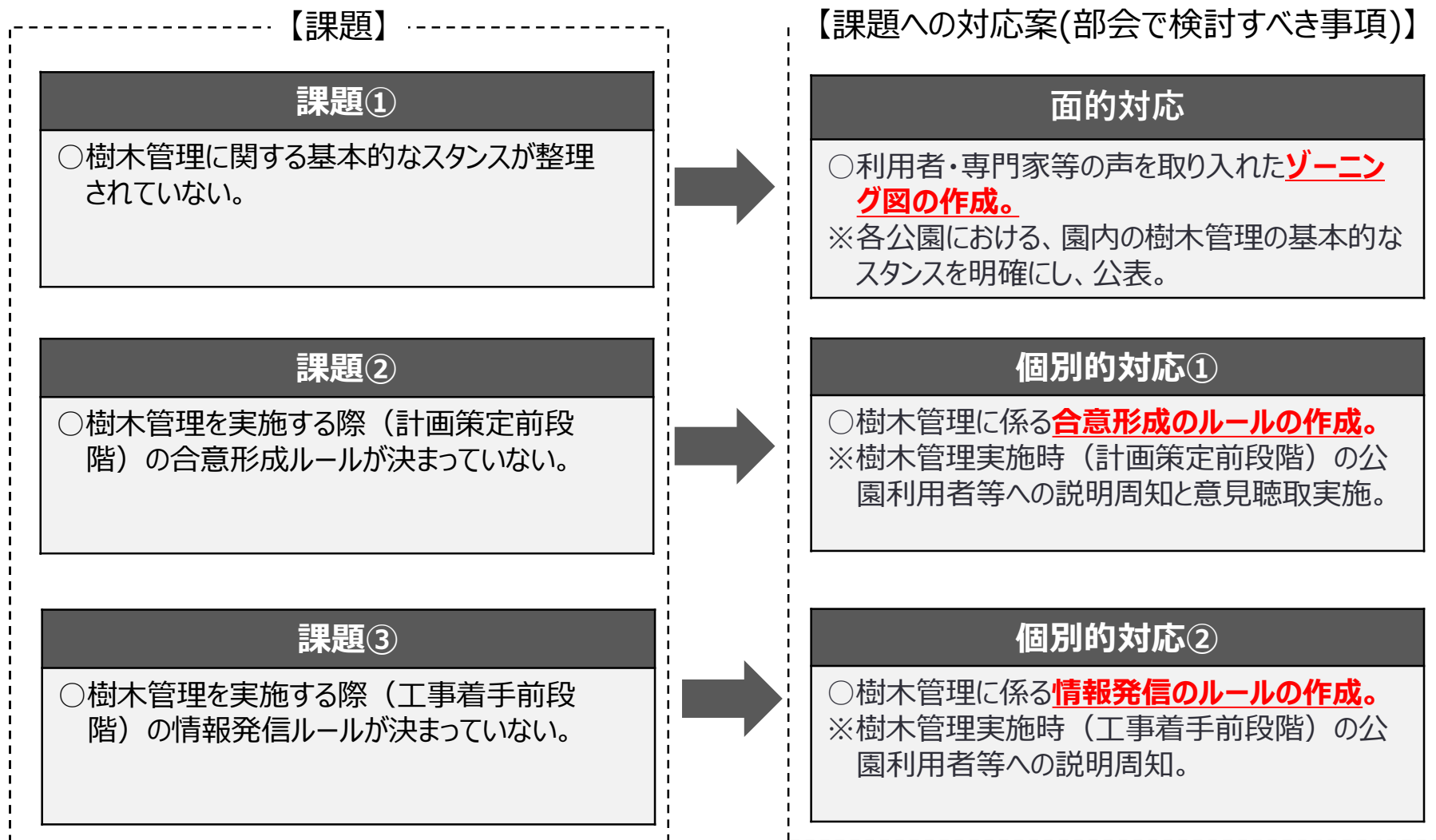
**兵庫県立播磨中央公園
検討に当たっての基本的な考え方
【自然環境保全】**

令和5年3月



■ 自然環境保全のあり方について

○ 3つの課題に応じて、面的対応及び個別的対応を実施。



検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】



①ゾーニング図の作成（自然環境の保全と公園利用者の安全とのバランスの考え方）

- ・園内を「ゾーニングⅠ」と「ゾーニングⅡ」によりゾーン分けを行い、これらを重ね合わせた**ゾーニング図A及びBを作成し、ゾーン毎に自然環境保全の目標と、それを踏まえた樹木管理の手法を設定**する。
- ・各ゾーンの区分や内容については、各公園の特性に応じて決定する。また、ゾーニングⅠとゾーニングⅡの重複や、ゾーニングⅠにおける各ゾーンの境界など、明確に区分できない部分がある場合は、継続的に協議する。
- ・将来において、ゾーニング変更を行う場合は、協議の場を設け合意形成を図る。

<ゾーニングⅠ> 地面にある対象物で分類したゾーン

区分	対象物	自然環境保全の目標	樹木管理の手法
A 施設ゾーン	・整備中を含む人工構造物(建築物、運動施設等)	・施設の機能維持を優先する ※希少種等は移植等を検討	・ 施設運営に支障となる樹木は適切に管理 する。
B みどりゾーン ※	①利用ゾーン ・芝生広場、未舗装園路等	・みどりにふれあえるレクリエーションのスペースを確保する	
	②保全ゾーン ・森、林等	・必要に応じて人が手を入れながら自然環境を保全する	・ 利活用に応じた樹木管理 を行う。
	③保護ゾーン ・希少種等がいる地域 ・埋蔵文化財包蔵地 等	・現状の自然環境を維持し、希少な動植物を保護する	・ 希少種等の生息環境に配慮した樹木管理 を行う。
C 低未利用ゾーン	・未利用地、空き地 等	—	・ 最低限の樹木管理 を行う。

<ゾーニングⅡ> 眺望を考慮するゾーン

区分	対象物	樹木管理の手法
D 眺望ゾーン	・視点場からの見所 ※シークエンス（動的・連続的な視点）についても考慮する。	・ 視点場からの眺望を考慮 し、眺望景観の支障となる樹木は適切に管理する。

検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】



②各ゾーニングのイメージ【考え方の例】 ※考え方の例を示したものであり、各公園の特性に応じて議論していく。
 <ゾーニングⅠ> 地面にある対象物で分類したゾーン



区分	対象物	具体的な場所
A 施設ゾーン 	・整備中を含む人工構造物(建築物、運動施設等)	<ul style="list-style-type: none"> ・テニスコート ・野球場 ・ふじいでんこうさいくるらんど ・ばら園 等  
B みどりゾーン	①利用ゾーン 	<ul style="list-style-type: none"> ・芝生広場、未舗装園路等 ・桜の園 ・四季の庭の植樹エリア 等  
	②保全ゾーン 	<ul style="list-style-type: none"> ・森、林等 ・サイクルロード以北の山林 ・球技場、球場周辺 等 
	③保護ゾーン 	<ul style="list-style-type: none"> ・希少種等がいる地域 ・埋蔵文化財包蔵地等 ・古墳 等 



検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】

②各ゾーニングのイメージ【考え方の例】 ※考え方の例を示したものであり、各公園の特性に応じて議論していく。

<ゾーニングⅠ> 地面にある対象物で分類したゾーン

区分	対象物	具体的な場所
C 低未利用ゾーン 	未利用地、 空き地 等	・ファンタジーロード南 

<ゾーニングⅡ> 眺望を考慮するゾーン

区分	対象物	具体的な場所
D 眺望ゾーン 	・視点場からの見所	・ファンタジーロード ・展望台 ・ルネッサンス広場  

【参考】ゾーニング図A及びBの考え方

区分	考え方	具体例
ゾーニング図A	・全体会から示された考え方に基づき作成。	・利用ゾーン ・施設ゾーン 等
ゾーニング図B	・個別に配慮・留意すべき対象をスポット的に図示。 ・今後、協議の場等で継続して更新を行い、利用者を含む関係者で作り上げていく。	・四季の庭等、部会内の議論で特に留意すべき場所とされた区域等



③ゾーニング図Bに係るデータの取り扱い

公園の魅力や資源抽出のための基礎データを保管共有する仕組みを検討する。

〈データ管理方法例〉

区分	アプリを利用した情報共有	観察会などのデータをHPに掲載
実施者	公園利用者	指定管理者
コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のアプリを利用 ・維持管理費等のコストなし 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の維持管理運営業務として実施
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・リアルタイムな情報を幅広く収集できる ・公園内のセルフガイドとして利用可 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛好家やアマチュア観察者の方の観察・研究記録をストックできる ・一般利用者の情報に比べて情報の確実性が高まる
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の確実性が低い ・掲示板荒らしの可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報集約や掲載用に編集する作業等が発生
対応方法	公園利用者に広報 (アプリの紹介、投稿呼びかけ)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理業務として実施 ・市民観察会等開催者にデータ共有・公開の許可をとる。
具体例	BIOME(自然情報共有アプリ) 等	<ul style="list-style-type: none"> ・公園近辺で実施される観察会等のデータ(昆虫大捜査線inはりちゅう、その他自然観察会 等)

※必要に応じ専門業者による調査実施についても検討



○ 実際に樹木伐採を行う際の合意形成の場及びルール設定

- ・管理運営協議会等の協議の場を設けたうえで合意形成を進めていく。
- ・樹木伐採が想定される状況により、「日常の樹木伐採」「特別な樹木伐採」「緊急かつ危険な場合」の3つに区分。それぞれ区分に応じたルールを設定する。
- ・「特別な樹木伐採」では、「日常の樹木伐採」で実施するルールに加え、現地説明会を実施するなど、よりきめ細やかな合意形成を行う。

日常の樹木伐採

施設等の維持管理のほか、自然環境保全のための樹木伐採
 (例：直ちに倒木する恐れはないが枯れている樹木の伐採、混みすぎた樹林の計画的間伐)

特別な樹木伐採

主要な景観や資源を形成する樹木の伐採やゾーン変更に伴う樹木伐採
 (例：駐車場等にするため保全ゾーンの樹林を伐採)

緊急かつ危険な場合

台風やナラ枯れ等により危険な状態となった樹木や公園の安全管理に支障をきたすと認められる樹木の伐採

<合意形成のルール設定>

区分	日常の樹木伐採	特別な樹木伐採	緊急かつ危険な場合
管理運営協議会等への説明・相談	事前説明※ (指定管理者)	事前説明※ (県)	事後報告 (指定管理者)
HP等を通じた意見聴取実施	○ (指定管理者)	○ (県)	—
現地説明会	—	○ (県)	—

※次年度以降の樹木伐採予定について説明・相談



○樹木伐採を実施する際の事前周知

- ・工事の事前周知方法及び概ねの実施時期を下表の通り設定する。
- ・自治会等への説明方法について管理運営協議会で引き続き検討を行う。

<事前周知のルール>

区分	日常の樹木伐採	特別な樹木伐採	緊急かつ危険な場合
HPによる情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	○ (工事実施後速やかに)
SNSによる情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	○ (工事実施後速やかに)
紙媒体による情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	—
看板の設置	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	—
現地説明会の開催	—	○ (2ヶ月前から)	—



○公園管理に県民が参画するための取組みの実施

- ・公園の実情に応じて公園管理に公園利用者が企画・行動する仕組みを検討する。

＜利用者参画の例＞

- ・伐採作業や伐採木を活用した工作などのワークショップの実施。
- ・樹木等管理等の園内活動（参加者の募集や活動情報の発信を含む）